

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 谷本 修
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 気象情報等提供業務(オープンカウンタ方式による)
- 2 業 務 場 所 徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所
- 3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和8年3月31日まで
- 4 内 容 等 本件は気象に関する警報等をメール送信及びデータ提供を行うものです。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 地域要件は設定していません。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
 - 2) 提 出 方 法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 **令和7年5月13日 12:00 まで**
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課
FAX番号 088-624-7743
 - 5) 担 当 者 総務課 黒田
 - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年5月8日 12:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年5月13日15時までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の**支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。**
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

令和7年度

気象情報等提供業務
仕様書

令和7年4月

独立行政法人水資源機構
吉野川下流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

この仕様書は、気象情報等提供業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務目的

本業務は、旧吉野川河口堰管理事業を円滑に管理するため、防災態勢の判断基準としている気象官署からの注意報, 警報, 特別警報(以下「警報等」という。)が発表された場合に、その警報等を即座に指定する携帯電話等の端末(以下「携帯端末」という。)へメール送信を行うほか、高潮等の予測を行うためのデータ提供を行うものである。

2-2 業務概要

本業務は、次の業務を行うものである。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 気象情報メール送信 | 1式 |
| (2) 高潮予測用情報提供 | 1式 |

第3節 業務期間

業務期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日とする。

第4節 疑義等

受注者は、本業務の履行にあたって疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第5節 ウィルス対策

受注者は、ウィルス対策を実施した上で、メール送信を行わなければならない。

また、メールの送信を行うパソコン等のウィルスチェックソフトについては、常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第6節 その他

1. 担当職員との協議等については、メール及び電子媒体を積極的に活用し実施するものとする。
なお、メール等で確認した内容は、必要に応じて記録簿を作成するものとする。
2. 本業務で知り得た情報(メールアドレス等)は、外部へ情報が流出しないようにしな

なければならない。

- 仕様書で明記された事項若しくは記載の無い事項で担当職員との協議の結果、変更する必要がある場合は、協議を行った上で必要に応じ設計変更を実施するものとする。

第2章 気象情報メール送信

第1節 業務内容

業務期間中、気象官署より以下の地域に警報等が発表された場合、その内容を即座に別途担当職員が指示した携帯端末へ気象情報のメール送信サービスを行うものとする。

項目 \ 地域		徳島県北部	
		徳島・鳴門	美馬北部・阿北
大雨	特別警報	○	○
	警報	○	○
	注意報	○	○
洪水	警報	○	○
	注意報	○	○
高潮	特別警報	○	—
	警報	○	—
	注意報	○	—

項目 \ 予報区		徳島県
津波情報	大津波警報	○
	津波警報	○
	津波注意報	○

地震情報		震度					
		4	5弱	5強	6弱	6強	7
徳島県北部		○	○	○	○	○	○

第2節 気象情報メール送信

本業務において、気象情報のメール送信を行う携帯端末は5台とし、送信先のメー

メールアドレスは別途担当職員が指示するものとする。

なお、発注者が使用する携帯端末とメールサービスについては、iPhone 及びフィーチャーフォン（回線事業者はNTT docomo）のキャリアメールを想定している。

第3節 気象情報データ配信期間

気象情報のデータ配信期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日（約11ヶ月間）とする。

第3章 高潮予測用情報提供

第1節 業務内容

業務期間の内、台風による高潮の恐れのある期間(6月から12月を対象とする。)、高潮等の予測を行う為の予測データを発注者のパソコン、iPad、Androidタブレット（以下「情報端末」という。）から受注者のホームページにアクセスして閲覧することにより、データの提供を行うものである。

受注者は、契約締結後、速やかに予測データ閲覧用のホームページアドレス、閲覧用ID等（必要な場合のみ）を、担当職員へ通知するものとする。

1-1 予測データの項目等

予測データの項目等は、以下のとおりとする。

項目	単位等	表示桁等	備考
風向	アルファベット表示 又は漢字表記	8方位 又は 16方位	
風速	m/s	表示桁は小数第1桁以上	
気圧	hPa	表示桁は小数第1桁以上	海面気圧

1-2 予測地点

予測地点は、「旧吉野川河口堰(徳島県板野郡松茂町中喜来稲本地先)」とする。

1-3 予測範囲及び更新頻度

予測範囲及び更新頻度は、以下のとおりとする。

- ・予測範囲 : 36時間以上
- ・更新頻度 : 3時間以内

1-4 予測データの表示

予測データについては、以下の内容が閲覧できるように表示するものとする。

- ①表 : 正時毎の予測値が確認できるように表示させる。

②グラフ：「風速」と「気圧」については、予測範囲の変化がわかるようにスプライン曲線（折れ線グラフでも可）で表示させる。

第 2 節 閲覧する情報端末

発注者が予測データの閲覧に使用する情報端末は、以下を想定している。

2-1 端末種別及びブラウザ

①パソコン	OS：Windows10 以上、	ブラウザ：Microsoft Edge
②iPad	OS：iOS11 以上、	ブラウザ：Safari
③Android	OS：Android8.0 以上、	ブラウザ：Google Chrome

2-2 同時閲覧可能台数

業務期間中、予測データ閲覧用ホームページには、10 台程度の情報端末から閲覧用ホームページに同時にアクセスして、予測データが閲覧できるものとする。

以上

FAX 送信先 0 8 8 - 6 2 4 - 7 7 4 3

担当：独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課あて

※ 見積徴取に参加される方は、必ず本書を送付してください。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

吉野川下流総合管理所長 谷本 修 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年4月28日に交付された「気象情報等提供業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。